

第 6 2 号 議 案

敦賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正の件

敦賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 9 月 7 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市条例第 号

敦賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

敦賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26
年敦賀市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すよ
うに改正する。

改正後	改正前
（虐待等の禁止） 第 12 条 （略） <u>（児童対象性暴力等の防止）</u> 第 13 条 <u>家庭的保育事業者等は、法第</u> <u>34 条の 16 第 4 項において準用する</u> <u>法第 21 条の 5 の 18 第 4 項の規定に</u> <u>基づき、児童対象性暴力等（学校設置</u> <u>者等及び民間教育保育等事業者による</u> <u>児童対象性暴力等の防止等のための措</u> <u>置に関する法律（令和 6 年法律第 69</u> <u>号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象</u> <u>性暴力等をいう。以下この条において</u> <u>同じ。）を防止し、及び児童対象性暴</u> <u>力等が行われた場合に利用乳幼児を適</u> <u>切に保護するため、児童等対象業務従</u> <u>事者（利用乳幼児と接する業務に従事</u> <u>する者のうち、支配性、継続性及び閉</u> <u>鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児</u> <u>に接するものをいう。）に係る犯罪事</u> <u>実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する</u>	（虐待等の禁止） 第 12 条 （略） 第 13 条 <u>削除</u>

<u>犯罪事実確認をいう。）その他の必要</u> <u>な措置を講じなければならない。</u> （衛生管理等） 第 1 4 条 （略）	（衛生管理等） 第 1 4 条 （略）
--	------------------------

附 則

この条例は、令和 8 年 1 2 月 2 5 日から施行する。

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の規定を整備する必要があるので、この案を提出する。